

令和8年度環境対応車導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

温室効果ガスの排出削減と地球環境の保全を図ることを目的とし、環境対応車の導入促進を図る。

2. 予算額

120百万円

3. 助成対象車両

交付要綱第2条(1)の別に定める助成対象車両は、車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する新車新規登録自動車であって、以下に該当する自動車のうち、別表に示す自動車とする。

- (1) 天然ガス自動車
- (2) ハイブリッド自動車
- (3) 電気自動車
- (4) 燃料電池自動車

4. 助成対象事業者

本実施要領3(3)および(4)に定められた助成対象車両については、リースの場合は車両の使用者に対し、買取りの場合は車両の所有者に対し、下記の条件を付す。

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下または従業員数300人以下）の事業者であること

5. 助成金交付額

交付要綱第4条第1項の別に定める額は、別表に示す額とする。

なお、別表に示す各区分に属する助成対象車両は、参考車両型式の一覧表に示すものとする。

6. 車両の登録等

交付要綱第5条第1項の、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の別に定める期間は、令和8年4月1日（水）～令和9年3月12日（金）とする。

7. 交付申請及び交付申請受付期間

- (1) 交付要綱第6条第1項の別に定める交付申請書は、様式1の「環境対応車導入促進助成金交付

申請書」によるものとする。

- (2) 交付要綱第6条第1項の別に定める期間は、令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)とする。

なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

8. 交付決定

交付要綱第7条第1項の別に定める交付決定通知書は、様式2の「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書」によるものとし、本実施要領7(1)に定められた交付申請書を受領確認後、順次交付決定を行うものとする。

9. 車両代金の支払い

本実施要領6.に定める期間に事業が完了した車両の代金について、リースによる導入の場合はリース事業者が、買取りによる導入の場合は割賦による導入の場合を除いて事業者が、令和9年3月31日(水)までに支払いを完了させるものとする。

10. 実績報告及び助成金の請求

- (1) 交付要綱第8条第1項の別に定める実績報告書は、リースによる導入の場合は様式3-1の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書(リース)」、買取りによる導入の場合は様式3-2の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書 兼 助成金交付請求書(買取り)」によるものとし、同条同項の別に定める期日は、いずれも助成対象事業者から地方ト協へ提出された実績報告書の受領日から1ヶ月以内もしくは令和9年4月2日(金)のいずれか早い日とする。
- (2) 買取りのうち割賦による導入の場合は、様式3-2の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書 兼 助成金交付請求書(買取り)」の添付書類として、「車両代金支払いに係る領収書の写し」に代えて、割賦販売契約書の写しなど割賦導入したことが確認できる書類を添付すること。
- (3) 交付要綱第8条第2項の別に定める請求書は、様式3-3の「環境対応車導入促進助成金請求書」によるものとし、同条同項の別に定める期日は、事業完了日から1ヶ月以内もしくは令和9年4月2日(金)のいずれか早い日とする。

11. 申請内容の変更・取下げ

交付要綱第10条第1項の別に定める交付申請変更届出書は、様式4の「環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書」によるものとし、また、同条第2項の別に定める交付申請取下届出書は、様式5の「環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書」によるものとする。

12. 財産処分

交付要綱第11条第4項及び同第12条第2項の別に定める財産処分等届出書は、様式6の「環境対

応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書」によるものとする。

13. 留意事項

(1) 都道府県トラック協会の助成金の協調

全ト協の助成事業に関しては、都道府県トラック協会の助成金の協調は求めないが、都道府県トラック協会において助成要綱等を定め、交付申請業務等の事務手続きを行うこととする。

(2) 車両登録後の申請（実施要領7. 関係）

環境対応車導入促進助成事業に係る交付申請受付期間は、本実施要領7. を原則とするが、助成事業が継続して実施できるよう、令和8年4月～6月の登録車両に限り事業完了日以降の交付申請を認めることとし、その受付期限は令和8年7月31日（金）とする。

(3) その他

令和8年度における環境対応車導入促進助成事業に係る手続きの詳細については、別途全ト協が定めるものとする。

本実施要領の内容に定めのない事項等については、本事業の趣旨に則り別途定める。

別表

助成対象車両および助成金交付額

助成対象車両		助成金交付額（定額）	
		区 分 ※	額
天然ガス自動車	内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているもの	大型	100万円
		中型	45.9万円
		小型	12.2万円
ハイブリッド自動車	内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車がハイブリッド車と記載されているもの	大型	60万円
		中型	33.5万円
		小型	9.7万円
電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車 で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が電気と記載されているもの	小型	30万円
燃料電池自動車	圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されているもの	小型	30万円

※ 各区分に属する助成対象車両は、参考車両型式の一覧表に示すものとする。

以上